

令和2年度

宇佐市農業委員会
第12回(3月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会12回定例総会会議録

令和3年3月29日（月）午前10時より宇佐市役所23会議室において会長が第12回（3月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

出席委員

議長 熊瀬 紀彦 会長

| | | | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 岡崎憲一郎 | 委員 | 2番 | 志手 功 | 委員 | 3番 | 西 時行 | 委員 |
| 4番 | 菅原 維範 | 委員 | 5番 | 宮川 竹則 | 委員 | 6番 | 山本 惣市 | 委員 |
| 7番 | 河野 淳二 | 委員 | 8番 | 池田 雅彦 | 委員 | 9番 | 酒井 勝洋 | 委員 |
| 10番 | 下山 武男 | 委員 | 11番 | 河野 一雄 | 委員 | 12番 | 佐藤 浩一 | 委員 |
| 13番 | 今戸 輝明 | 委員 | 14番 | 矢野 匡一 | 委員 | 15番 | 東 功 | 委員 |
| 17番 | 嶋 秀人 | 委員 | 19番 | 辛島 秀吉 | 委員 | | | |

欠席 16番 野畑 佑昌 委員

農業委員会事務局

末宗事務局長、渡邊次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、樋田農政係主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | | |
|----|----|------|--------------------------------|
| 第2 | 議案 | 第70号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案 | 第71号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案 | 第72号 | 非農地証明願について |
| | 議案 | 第73号 | 宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について |
| | 議案 | 第74号 | 宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について |
| | 報告 | 第40号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告 | 第41号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について |
| | 報告 | 第42号 | 2 a 未満の農業用施設用地への転用の届け出について |
| | 報告 | 第43号 | 農地所有適格法人の事業状況報告について |
| | 報告 | 第44号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |

事務局長

定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第12回3月の定例総会を開会いたします。16番 野畑 佑昌 委員より、欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。ただ今の出席委員は19名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、熊瀬会長にお願いいたします。

議長

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。宇佐市農業委員会会議規則第40条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、議事録署名委員は3番 西 時行委員、4番 菅原 維範 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の樋田 主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの地区別各条申請総括表をお開きください。議案第70号3条許可申請は17件で、地区毎の内訳は、長洲地区 所有権移転2件、7筆、10,390㎡、宇佐地区 所有権移転1件、2筆、1,104㎡、駅川地区 所有権移転5件、11筆、11,281㎡、四日市地区 所有権移転4件、7筆、7,473㎡、安心院地区 所有権移転3件、15筆、19,758㎡、院内地区 所有権移転2件、5筆、2,922㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

3ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人の破産手続き開始のため、規模拡大を図る譲受人が農地

を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は15,542㎡です。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は40,670㎡です。

4ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、103,519㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ております。

5ページをご覧ください。駅川地区です。

番号1と2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

番号1と2は、譲渡人が労力不足のため、番号3は、遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人へ売買するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、31,682.43㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ております。

6ページをお開きください。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、17,183.38㎡です。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、隣接農地を譲受人が取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は14,647㎡です。

7ページをお開きください。四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、隣接農地を譲受人が取得するものです。
譲受人の現在の耕作面積は6,909㎡です。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。譲受人の現在の耕作面積は29,983㎡です。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、124,772㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が借入農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、39,104㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

9ページをお開きください。安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、77,534.23㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は15,951.91㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

11ページをお開きください。院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

空き家に付随した農地に限定した別段面積取扱基準に基づき、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が購入する空き家の隣接農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は3,885.6㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに
補足説明をお願いします。長洲・宇佐地区お願いします。

河野委員 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年3月25日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中3名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1と2、宇佐地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、

許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西 委員 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年3月26日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1から5、四日市地区番号1から4について、当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤委員 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年3月24日午前10時より、安心院支所視聴覚室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1から3、院内地区番号1と2について、当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただいまの事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。

次に議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請につい
て」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの 総括表をお開きください。

議案第71号 5条許可申請は4件で、賃借権による権利設定
2件、所有権移転2件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区、賃借権1件、4筆、333㎡、宇
佐地区、所有権移転1件、1筆、509㎡、駅川地区、賃借権1
件、2筆、48㎡、四日市地区、所有権移転1件、1筆、644㎡と
なっています。

12ページをお開きください。

議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

13ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

30年間の賃借権の設定です。

店舗用地としての転用で、駐車場の拡張及び既存店舗の移設を
する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該
申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の
周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地など
もないことから許可することができるものと考えます。

なお、農地以外の土地、1,946.51㎡も利用します。

14ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造平屋建1棟及び倉庫1
棟、建築面積186.9㎡を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該

申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをご覧ください。駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

5年間の賃借権の設定です。

進入路としての転用で、譲受人の所有する農地への進入路を整備する計画となっています。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、譲受人が平成15年頃から隣接する山林と合わせて造成し建設資材置場として利用していました。申請者からは、そのことについて深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

なお、農地以外の土地、856㎡も利用します。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。長洲・宇佐地区をお願いします。

河野委員 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1と宇佐地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪

影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西 委員 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1と四日市地区番号1について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。

なお、四日市地区番号1は始末書が添付された案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりで、申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第72号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書 1 ページの 総括表をお開きください。

議案第 7 2 号非農地証明願は、1 3 件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区 1 件、1 筆、561㎡、駅川地区 1 件、1 筆、750㎡、四日市地区 4 件、5 筆、2,124㎡、安心院地区 4 件、4 筆、2,259㎡、院内地区 3 件、12 筆、4,000㎡となっています。

1 7 ページをお開きください。

議案第 7 2 号「非農地証明願について」

農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和 3 年 3 月 29 日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

1 8 ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】

昭和 6 0 年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

1 9 ページをお開きください。駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号駅川 1 朗読】

平成元年 9 月 5 日付で農地法第 5 条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

2 0 ページをご覧ください。四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】

平成 8 年 1 2 月 6 日付で農地法第 5 条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号 2 【議案書番号四日市 2 朗読】

昭和 6 3 年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号 3 【議案書番号四日市 3 朗読】

昭和 4 0 年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号 4 【議案書番号四日市 4 朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

2 1 ページをお開きください。安心院地区です。

安心院地区 番号 1 【議案書番号安心院 1 朗読】

昭和 4 3 年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号 2 【議案書番号安心院 2 朗読】

昭和 5 9 年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号 3 【議案書番号安心院 3 朗読】

平成 3 年 4 月頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

平成2年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

22ページをご覧ください。院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成3年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

平成元年3月頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号3 【議案書番号院内3朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。長洲・宇佐地区をお願いします。

河野委員 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第72号「非農地証明願について」

宇佐地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

西 委員 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第72号「非農地証明願について」

駅川地区番号1と四日市地区番号1から4について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤委員 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第72号「非農地証明願について」

安心院地区番号1から4と院内地区番号1から3について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第73号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 24ページをお開きください。

議案第73号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、26ページ以降のようになっております。

続きまして、37ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、38ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。長洲・宇佐地区をお願いします。

河野委員

はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長

駅川・四日市地区をお願いします。

西 委員

はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤委員 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第74号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 45ページをお開きください。
議案第74号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第101号)第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より依頼があったので審議を求める。
令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
46ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、47ページ以降のようになっております。

農用地利用集積計画（案）で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画（案）にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理機構の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。
 ただいまの説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。長洲・宇佐地区をお願いします。

河野委員 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

 議案第74号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

 農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

西 委員 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

 議案第74号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

 農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、四日市地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

佐藤委員 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

 議案第74号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

 農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、安心院地

区、院内地区の農用地利用配分計画（案） について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第74号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第40号から第44号までを一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
54ページをお開き下さい。
報告第40号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したもので、ここに報告する。
令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は55ページからの5件がございました。
地区別の内訳は、長洲地区 時効取得1件、1筆、1,461㎡、
安心院地区 相続設定4件、50筆、41,124.3㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認
できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。
61ページをお開き下さい。
報告第41号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知
があったので、ここに報告する。
令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は62ページからの34件がございました。地区毎の内訳
は、長洲地区2件、6筆、8,294㎡、宇佐地区3件、9筆、5,893
㎡、駅川地区8件、22筆、27,094㎡、四日市地区13件、33
筆、48,476㎡、安心院地区8件、26筆、38,900㎡となっていま

す。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

74ページをお開き下さい。

報告第42号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は75ページから4件がございました。地区毎の内訳は、宇佐地区2件、3筆、233.4㎡、駅川地区2件、2筆、28.59㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

77ページをお開きください。

報告第43号「農地所有適格法人の事業状況報告について」

農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定による事業の状況等の報告について、同法第2条第3項各号に掲げる要件を確認したので、ここに報告する。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は議案書の78ページからの69件がございました。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものです。内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件を確認し、いずれも要件を満たしていると考えております。なお、報告書が未提出の法人には、督促を行って提出を促しているところであります。

90ページをお開きください。

報告第44号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予及び地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の納税猶予を引き続き受けるため、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ったのでここに報告する。

令和3年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は議案書の91ページの18件がございました。

これは、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の納税猶予を引き

続き受けるため、3年ごとにひき続き農業経営を行っている旨の証明を行うもので、今年度は、贈与税の納税猶予分15件、不動産取得税の納税猶予分3件について、事務局で確認し証明を行ったものであります。以上で報告の説明を終わります。

議長 ただいまの報告第40号から第44号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 特にありません。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

11時2分 閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する

令和3年3月29日

議 長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)